



静岡県とイオン株式会社との連携に関する包括提携協定

静岡県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互に密接な連携と協力をすることにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接な連携と協力をすることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- (1) ICカード等の活用に関すること
- (2) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
- (3) 県政情報の発信に関すること
- (4) 観光や県産品の情報発信、地産地消の推進に関すること
- (5) 健康増進及び食育に関すること
- (6) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること
- (7) 高齢者や障害のある人の支援に関すること
- (8) 環境対策に関すること
- (9) 富士山静岡空港の利活用促進・PRに関すること
- (10) その他、地域の活性化及び県民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

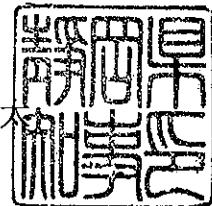
(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年1月24日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝平太



乙：千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
取締役 代表執行役社長 岡田元也

